

○山都町農産物ブランド化生産者販売促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農産物のブランド化を図るため、販売促進事業に対する費用を補助することを目的として、農産物及び農産物加工品の販売促進に取り組む町内の農業者、農産物加工者、その他会長が適当と認めるもの等（以下「補助事業者」という。）に対して、山都町農産物ブランド化生産者販売促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、山都町補助金等交付規則（平成17年山都町規則第35号。以下「規則」という。）に準拠するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 山都町農産物ブランド化推進協議会長は、補助事業者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付を受けることができるものは、山都町内に住所を有するもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 農業者
- (2) 農業者で組織する団体又は農業法人
- (3) 農産物加工者
- (4) 農産物加工者で組織する団体又は法人
- (5) その他農産物のブランド化に関して会長が適当と認めるもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助事業者が町の農産物又は農産物を使用した加工品の販路拡大及びPR事業に係る旅費、通信運搬費及び使用料に係る経費の額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、対象外とする。

- (1) 補助金の交付決定前に発生した経費。
- (2) 申請年度内に完了しない経費。
- (3) 宗教活動、政治宣伝活動及び選挙活動に関する経費。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会長が適当でないと認める経費。

(補助金の額)

第5条 補助金の上限額は、1補助事業者当たり30,000円とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条第1項の申請書は、山都町農産物ブランド化生産者販売促進事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとし、次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。ただし、申請は1会計年度につき、1回を限度とする。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

- (1) 山都町農産物ブランド化生産者販売促進事業補助金実施計画書(様式第2号)
- (2) 事業に関する要項等
- (3) 団体の定款、会則及び規定等
- (4) 見積書等、収支予算の根拠となる資料
- (5) その他会長が必要とする書類

2 規則第3条第1項の申請書は、遅くとも当該年度の3月20日までに提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、山都町農産物ブランド化生産者販売促進事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

(事業の変更等)

第8条 補助事業者は、事業の廃止又は補助事業者の変更が生じたときの規則第7条第1項の規定による変更申請書は山都町農産物ブランド化生産者販売促進事業補助金変更申請書(様式第4号)によるものとし、次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 山都町農産物ブランド化生産者販売促進事業補助金変更計画書(様式第5号)
- (2) その他会長が必要とする書類

2 会長は、前項の場合において、当該変更申請書に係る変更内容等が適正であると認めたときは、山都町農産物ブランド化生産者販売促進事業変更承認通知書(様式第6号)により、補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第13号の規定による実績報告書は山都町農産物ブランド化生産者販売促進事業実績報告書(様式第7号)によるものとし、次に掲げる書類を添付して会長に提出しなければならない。

- (1) 山都町農産物ブランド化生産者販売促進事業補助金実施報告書(様式第8号)
- (2) 経費の支出が確認できる資料
- (3) 事業の実施が確認できる写真
- (4) その他会長が必要とする書類

2 前項の実績報告書の提出期限は、事業が完了した日から起算して30日以内又は当該年度の年度末のいずれか早い期日とする。

(交付決定の取り消し)

第10条 会長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を目的以外に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(補助金の額の確定)

第11条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、山都町農産物ブランド化生産者販売促進事業補助金交付確定通知書(様式第9号)により行うものとする。

(補助金の請求)

第12条 規則第16条第1項の請求書は、山都町農産物ブランド化生産者販売促進事業補助金請求書(様式第10号)によるものとする。

(調査)

第13条 会長は、補助金に関し必要があると認めるときは、補助事業者に対し、関係書類の提出を求めることができる。

(細則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、会長が別にさだめる。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。